

こども青少年局こども相談センター重症心身障がい児訪問相談員会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、こども青少年局こども相談センター重症心身障がい児訪問相談員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

必要資格については、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士の資格あるいは社会福祉主事の任用資格を有する者
- ② 教員資格を有し、教育相談に従事した経験を有する者
- ③ 児童福祉事業、社会福祉事業に従事した経験を有する者
- ④ 児童相談等相談員に従事した経験を有する者
- ⑤ その他上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 筆記（論文）試験
- ② 口述（面接）試験

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断する。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

「勤務時間」

午前9時00分～午後5時15分まで

「休憩時間」

45分

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。